



水と緑のパートナー

みどり
水土里ネットしかま

広
報

色麻土地改良区

— 豊かな田園空間を創造する —



明神堰完成（鳴瀬川） R4.2.28完成
工事費 215.4百万円（補助率99.3%）

第48号

令和4年6月1日発行

改良区の現状

全面積 1,872ha
組合員数 987名

宮城県加美郡色麻町四竈字北谷地41番地

TEL (0229) 65-4323 FAX 65-4333

E-Mail shikama@lemon.plala.or.jp HP <http://www17.plala.or.jp/shikama/>

ご挨拶



理事長
早坂 勝一

春の到来を告げる爽やかな風が木々の若葉を揺らし、大雪に埋もれたほ場は瞬く間に雪解けが進み、水路を流れる水が勢いよく田畑を潤し、農作業の開始する季節となりました。

今年はコロナ禍に加えて、遠くウクライナでの戦争が世界中に大きな衝撃を与え、先の見えない不安を助長させております。又、近年多発している自然災害も深刻な食糧危機を招き、とりわけ食料自給率の我が国にとって

は今後の動向が懸念される所です。

さて、当改良区に於きましても、コロナ感染拡大防止の観点から今回の総代会も書面議決となりましたのでご報告致します。

今年度の事業につきましては、令和元年の台風19号被害への対応が全て完了し、又高城地区のほ場整備事業に16年の歳月を掛け令和4年3月24日に権利者会議が開催され、原案のとおり承認されました。月崎・清水地区については令和4年度に県営土地改良事業の施行申請をし、採択される見込みです。中嶋・上高城地区につきましては受託調査申請を行う予定となっております。

又、運営に係る経常賦課金は、米価の下落を考慮し、1,700円の所を財調より700円補填いたします。維持管理賦課金は、北部1分区に関しては、1,500円から1,200円に引き下げ、その他は据置きとなります。

職員人事では、囑託職員の菅原敏子さんが退職されました。永年の功労に感謝致します。

最後になりますが、コロナ感染拡大やウクライナの戦況が1日も早く終息し、平穏な日常が帰って来ることを切に願うばかりです。

第51回

通常総代会開催

令和4年3月17日午前9時より、本土地改良区大会議室に於いて、第51回通常総代会が開催されました。当日は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、書面議決での開催となりました。総代定数44名中、出席総代3名、書面議決者41名、議長に道命地区の関井裕総代、議事録署名人に新田地区の福田重信総代、清水地区の佐藤信男総代により開催されました。

議案は令和2年度決算並びに令和3年度補正予算、令和4年度当初予算について審議を行いました。提出しました第1号議案から第23号議案すべて原案のとおり可決承認されました。提出した議案は次の通りです。

【提出議案】

- 第1号議案 令和2年度事業報告書承認について
- 第2号議案 令和2年度収支決算書承認について
- 第3号議案 令和2年度財産目録承認について
- 第4号議案 令和2年度特別会計（退職給与積立金）収支決算書承認について
- 第5号議案 令和2年度特別会計（決済金）収支決算書承認について
- 第6号議案 令和3年度一般会計収支補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
- 第7号議案 令和3年度一般会計収支補正予算承認について
- 第8号議案 色麻土地改良区 定款の一部変更について
- 第9号議案 色麻土地改良区 規約の一部変更について
- 第10号議案 色麻土地改良区 会計細則の一部変更について
- 第11号議案 色麻土地改良区 委員会処務規程の一部変更について
- 第12号議案 色麻土地改良区 評価委員会処務規程の一部変更について
- 第13号議案 色麻土地改良区 換地委員会処務規程の一部変更について
- 第14号議案 色麻土地改良区 実行委員会処務規程の一部変更について
- 第15号議案 令和4年度日本政策金融公庫資金の借入承認について
- 第16号議案 令和4年度一般会計収入支出予算承認について
- 第17号議案 財政調整積立金の処分について
- 第18号議案 令和4年度賦課金の賦課基準、期日並びに徴収方法について
- 第19号議案 役員報酬について
- 第20号議案 一時借入金について
- 第21号議案 賦課金納入先委託について
- 第22号議案 金融機関の指定について
- 第23号議案 役員選任について



理事長挨拶



議長 関井総代

一般
会計

令和2年度 決算

令和3年度 補正予算

令和2年度決算額

 収入
支出

168,401,008円

収入		(単位：円)
項目	2年度決算額	
1	組合費	67,332,842
2	繰入金	2,630,808
3	用水使用負担金	1,754,518
4	使用料	556,400
5	雑収入	654,427
6	補助金	57,946,112
7	受託料	250,000
8	借入金	2,000,000
9	前年度繰越金	35,275,901
収入合計		168,401,008

支出		(単位：円)
項目	2年度決算額	
1	事務費	30,787,586
2	維持管理費	84,637,682
3	負担金	170,375
4	財産費	10,700,000
5	ほ場整備事業高城地区	8,552,214
6	次期繰越金	33,553,151
支出合計		168,401,008

令和3年度補正予算額

 収入
支出

153,544,000円

収入		(単位：円)
項目	3年度補正予算額	
1	土地改良事業収入	65,540,000
2	附帯事業収入	1,403,000
3	補助金	43,912,000
4	業務受託料	8,100,000
5	雑収入	40,000
6	借入金	1,000,000
7	特定資産取崩	1,000
8	繰越金	33,548,000
収入合計		153,544,000

支出		(単位：円)
項目	3年度補正予算額	
1	土地改良事業費	79,259,000
2	一般管理費	33,723,000
3	土地改良事業負担金	1,780,000
4	借入金返済	4,600,000
5	特定資産積立	6,700,000
6	予備費	27,482,000
支出合計		153,544,000

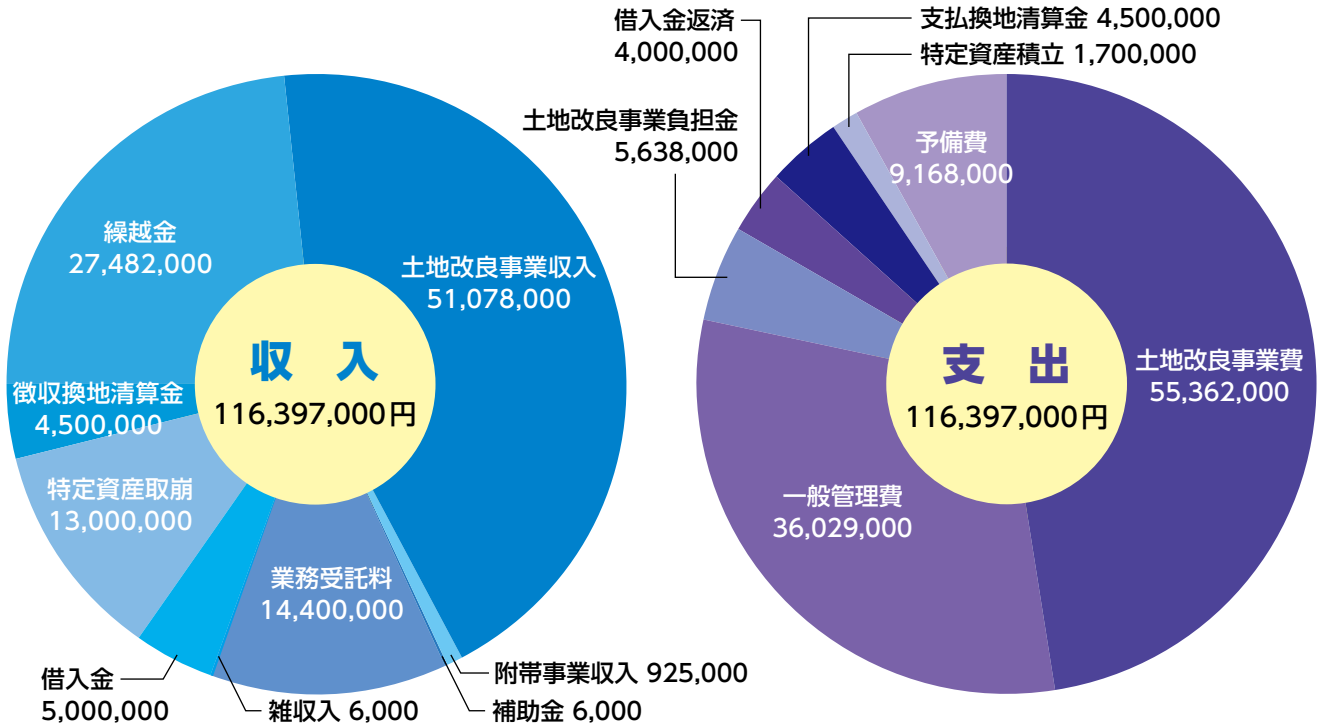
一般
会計

令和4年度 予算概要

令和4年度予算額

収入
支出

116,397,000円



収入		(単位：円)
項目	4年度予算額	
1 土地改良事業収入	51,078,000	
2 附帯事業収入	925,000	
3 補助金	6,000	
4 業務受託料	14,400,000	
5 雑収入	6,000	
6 借入金	5,000,000	
7 特定資産取崩	13,000,000	
8 徴収換地清算金	4,500,000	
9 繰越金	27,482,000	
収入合計	116,397,000	

支出		(単位：円)
項目	4年度予算額	
1 土地改良事業費	55,362,000	
2 一般管理費	36,029,000	
3 土地改良事業負担金	5,638,000	
4 借入金返済	4,000,000	
5 支払換地清算金	4,500,000	
6 特定資産積立	1,700,000	
7 予備費	9,168,000	
収入合計	116,397,000	

令和4年度 賦課金の単価

1,000㎡当たり

地 区	経常賦課金	維持管理 賦 課 金	負 担 金		地 区	経常賦課金	維持管理 賦 課 金	負 担 金	
			地区外田	ポンプ田				地区外田	
四釜1分区	1,000円	1,400円	1,260円	350円	明神堰分区(共通)	1,000円	900円	3,700円	
四釜2分区		2,400円	2,400円	-	明神堰分区(県圃区域外)		600円	-	
四釜3分区		600円	600円	-	明神堰分区(県圃区域内)		600円	-	
北部1分区		1,200円	1,200円	-	吉 田 分 区		1,000円	-	
北部2分区		1,200円	690円	-	高 城 地 区	特別賦課金	6,500円		
入合堰分区		1,000円	-	-	月 崎 清 水 地 区	特別賦課金	200円		

賦課金の納期限

【経常・維持管理・負担金】……………
令和4年 6月1日～ 6月30日

【特別賦課金】……………
令和4年 11月1日～ 11月30日

賦課金の納入方法

現金納入の方は JA 加美よつばの窓口へ納入をお願いします。

口座振替の方は納期限日に振替になりますので、預金残高のご確認をお願い致します。

令和4年度 維持管理費予算内訳

(単位：円)

項 目	四釜1分区	四釜2分区	四釜3分区	北部1分区	北部2分区	明神堰分区	入合堰分区	吉田分区
1 支 払 報 酬	360,000	210,000	50,000	475,000	290,000	135,000	45,000	25,000
2 支 払 保 険 料	88,000	50,000	20,000	90,000	58,000	60,000	10,000	10,000
3 支 払 負 担 金 等	1,200,000	4,200,000	151,000	-	-	30,000	36,000	386,000
4 工 事 費	1,805,000	2,324,000	1,232,000	6,347,000	2,735,000	3,863,000	797,000	1,038,000
5 水 道 光 熱 費	2,230,000	1,010,000	-	1,900,000	1,200,000	850,000	-	-
6 雑 費	35,000	40,000	39,000	44,000	37,000	118,000	32,000	27,000
7 費 用 弁 償	288,000	255,000	132,000	360,000	171,000	156,000	108,000	96,000
8 賃 金	360,000	300,000	524,000	400,000	274,000	461,000	290,000	90,000
9 浚 渫 費	140,000	90,000	65,000	175,000	105,000	-	30,000	30,000
支出合計	6,506,000	8,479,000	2,213,000	9,791,000	4,870,000	5,673,000	1,348,000	1,702,000

令和
元年

東日本台風災害復旧事業

— 令和4年4月11日をもって全ての被災施設の復旧工事が完了しました。 —

施設名	事業費(見込み)	工期	工事内容
志津大堰	31,088千円	R 2.1.29 ~ R 4.4.11	堰体復旧工、護岸復旧工
入合堰	173,531千円	R 2.1.29 ~ R 4.4.11	ブロック積工、護床ブロック工
明神堰	215,437千円	R 2.1.29 ~ R 4.2.28	堰体復旧工、護床工 (かごマット)

入
合
堰



被災時



完成

明
神
堰



被災時



完成

【田んぼダムの取り組みについて】

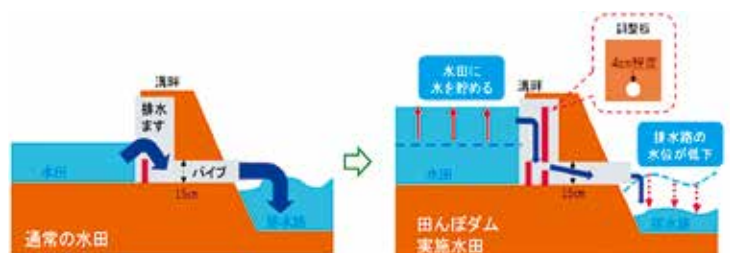
大崎管内で豪雨により洪水が発生しておりますので、宮城県、大崎管内の1市4町（大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町）と関係土地改良区が一体となりコンソーシアムを設立し、田んぼダムの普及に向けて取り組んでいます。

田んぼダムとは？

田んぼの水を貯める機能を利用し、大雨の際に一時的に田んぼに水を貯溜し、ゆっくりと排水することで、農地や市街地の洪水被害を軽減しようという取り組みです。

雨水貯溜機能強化は、田んぼから排水路に水を落とすための落水柵に、元々の落口より小さい口径の「堰板（調整板）」を設置し、田んぼからの排出量を抑制することで、排水路の水位の上昇を抑えます。

田んぼダムの仕組み



通常の水田
水田の排水がそのまま排水路へ流れ、排水路の水位が上昇します。

田んぼダム実施水田
パイプよりも小さな穴の開いた板等の調整装置を取り付け、ゆっくりと排水を流すことで、排水路の急激な水位の上昇を防ぎます。

令和4年度 事業内容について

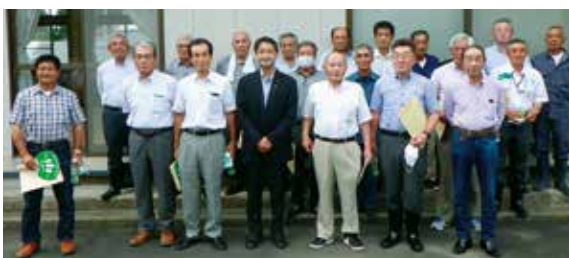
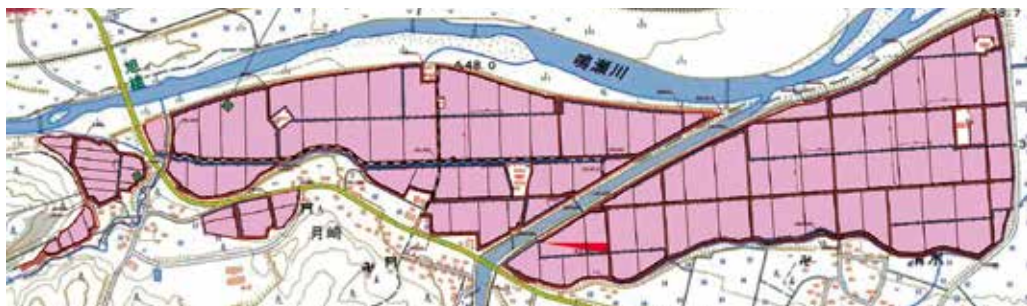
月崎・清水地区のほ場整備事業が新たに始まります

月崎・清水地区は、農業競争力強化農地整備事業（経営体育成型）として、令和4年度採択予定です。当事業は、ほ場整備計画（標準区画1ha）と合わせて地域の農業競争力強化を図ることを目的として、地区の農地を農事組合法人に集積・集約することを事業計画目標としています。

【事業概要】

- 地区面積：121.7ha
- 予定工期：令和4年～令和12年
- 総事業費：2,566,000千円（2,561千円/10a）
- 事業負担割合（%）：国52.5/県27.5/町10/地元10

【計画平面図】



▲令和3年8月1日進藤金日子参議院議員が現地視察に来られました。



▲事業計画の地区説明会（清水地区）

高城地区権利者会議

令和4年3月24日、本土地改良区大会議室に於いて農地整備事業「高城地区」の権利者会議が開催されました。書面議決で開催し、換地計画案は慎重審議の上、原案の通り可決されました。また、今年度は換地処分、換地処分登記、換地清算が行われ事業が完了する予定です。関係権利者の皆様には更なるご理解ご協力をお願い致します。



▲北部地方振興事務所 千葉所長挨拶



▲権利者会議の様子

中嶋・上高城地区

年 度	事 業 内 容
令和4年度	地域営農ビジョン作成

草刈り作業 についてのお願い

刈り取った草の処理に注意!

草刈り作業中に水路に入った草が水路に詰まり、水があふれ溝畔・法面崩れの原因になります。

排水路法面の刈り残しに注意!

草や茅類等を刈り残すと、倒伏し水路の詰まりや土砂の堆積の原因になります。

施設を大切に使い、出来るだけ経費を掛けないで済む維持管理と、他に迷惑のかからないよう皆さんの御協力を宜しくお願いいたします。



基幹用排水路一斉清掃

4月17日、土地改良区の一斉清掃を実施しました。今年度も昨年と同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各地区検温やマスク着用など十分に感染症対策をし、作業を行いました。ケガもなく無事に完了することができました。大変ご苦労様でした。



個人財産に係る維持補修は個人対応で!

- ① 水口工が壊れた。
- ② 排水口が壊れた。
- ③ 暗渠の水閘が壊れた。
- ④ 田の作業に支障がある。
 - めかるみが発生した。
 - 高低差(凹凸)が出てきた。



① 水口工の破損



③ 水閘の破損



家庭でも水難事故

防止の呼びかけを!

毎年農作業が盛んになるこの時期は、水路やため池の水量が多くなります。子供たちが水遊びに夢中になり水路やため池に転落し、死亡する事故が後を絶ちません。県内においても水難死亡事故が発生しております。

また、近年は高齢者の水難事故も発生しております。子供たちが水路やため池で遊ばないように声をかけたり、高齢者のいる家庭では注意喚起を呼び掛けたりすることが大切です。痛ましい事故を防止するため、家庭だけでなく、地域の皆様もお声かけをお願いします。

手続きは忘れずに

次のようなときは、必ず土地改良区に届出をしてください。
(届出用紙は、土地改良区に準備してあります)

組合員の資格に異動があった場合

- 農地を売買又は交換したとき。相続等により贈与されたとき。
- 農地を賃借したとき又は、解約したとき。
- 農業者年金の受給又は、老齢等で後継者に移譲するとき。
- 組合員が亡くなられたとき。
- 組合員の住所や電話番号が変わったとき。

※以上のようなとき、町や法務局等の公共機関で手続きを行っても直接土地改良区に届けなければ台帳等の修正は行われませんので、ご注意ください。

農地を転用する場合

- 農地を転用するときは、農地転用等の通知及び地区除外申請書を提出してください。
- ※土地改良区では、その転用により土地改良事業の受ける影響を調査検討したうえで『意見書』を交付します。

土地改良施設等(用排水路・堤塘・橋梁等)を使用する場合

- 出入口を設置する等の場合は工事同意願を提出し承認を受ける必要があります。
- 浄化槽処理水を水路に放流したい場合は施設使用願を提出し、同意を得る必要があります。